

報道資料

平成24年9月13日
こども・女性局こども家庭課
TEL：0742-27-8678(直)
通山(内線2871)川本(内線2878)

平成23年度奈良県のDV(配偶者からの暴力)相談状況等について

I はじめに

◆配偶者からの暴力

→ DV(ドメスティック・バイオレンス)は、「夫や恋人等の親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使われることが多いですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)では、「配偶者」は男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者(※)も含まれます。

(※)離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

本資料における暴力の行為者には、親・子どもなど被害者と親しい関係にある者を含んでいます。

「暴力」は、身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれます。

◆DV相談及び一時保護

→ 配偶者暴力防止法に基づき、県では、

①「配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)」(奈良県中央こども家庭相談センター)における相談

②被害者の一時保護
を行っています。



II 平成23年度DV相談の状況

1 相談受付件数について

県DVセンター受付分は、前年度より減少
市町村の女性相談の窓口受付分は、

1,040件(対前年度99%)

331件(対前年度67%)

なお、警察における平成23年の認知件数は、580件と前年の約1.5倍に増加
また、全国のDVセンターに寄せられた相談は、増加傾向

2 県DVセンター受付分の状況

(1)主なDVの行為者

現夫(配偶者のうち「婚姻届出あり」)が最も多く78.2%

(2)相談者の年齢について

30代からの相談件数が最も多く35.5%

次に、40代23.9%、20代15.4%

(3)DV相談の受付経路について

被害者本人からの相談が最も多く66.3%

次に、警察関係からが8.3%、縁故者・知人からが6.5%

Ⅲ 平成23年度DV被害者の一時保護状況

1 一時保護人数について

一時保護した者の86.7%がDV被害者
DV被害による一時保護者は91人で、前年度より減少。
DV被害による一時保護者の同伴する児童は99人と、前年度より増加
学齢前の児童が全体の61.6%を占め、ついで小学生が30.3%

2 DV被害一時保護者について

DV被害により一時保護された者が受けていた暴力の種類は、身体的暴力が全体の79.1%、ついで精神的暴力が17.6%

Ⅳ DV被害者の相談・保護の充実に向けて

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成13年4月に制定されてから10年が経過し、広報・啓発だけでなく、各種の報道によりDVに対する認識が高まり、相談へのためらいが薄れたこと、また、より身近な市町村の相談機関が充実したことなど、全国的に相談が増加していると考えられます。
- この10年間に、県のDVセンターへの相談は約1.5倍に、全国では約2.2倍と増加傾向にあります。また、一時保護は、県では1.3倍、全国では1.2倍に増加しています。
- DV被害は、身体的暴力が圧倒的に多くなっていますが、精神的暴力などとの重複被害を訴える被害者や、同伴児童への虐待など、被害が深刻化しています。
- 被害者からの相談にできるだけ早期に応じることができるよう、引き続き、相談窓口の広報に努めるとともに、市町村や関係機関と連携しながら、相談体制の充実に努めます。

《県民の皆様へ》

配偶者からの暴力でお悩みの方は、ひとりで悩まず、下記の相談窓口または警察に相談してください。

安全確保のための「一時保護」、地方裁判所への「保護命令の申立て」などの制度があります。

【電話相談】

☆奈良県中央子ども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

月～金 9:00～20:00（祝日、年末年始を除く） 0742-22-4083

☆奈良県高田子ども家庭相談センター

月～金 9:00～16:30（祝日、年末年始を除く） 0745-22-6079

☆奈良県女性センター〈女性相談コーナー〉 0742-22-1240

火～金 9:30～18:00 土曜日 9:30～20:00

日曜・祝日 9:30～17:00（月曜日が祝日の場合の直後の平日、年末年始を除く）

◎DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。緊急時には110番を。

